

# Press Release

平成 27 年 11 月 18 日  
日本公認会計士協会

## 「開示・監査制度の在り方に関する提言-会社法と金融商品取引法 における開示・監査制度の一元化に向けての考察-」 の公表について

日本公認会計士協会では、平成 26 年 7 月に開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームを設置し、「コーポレートガバナンス・コード」の適用や経済産業省から公表された「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」における提言内容を踏まえ、会社法と金融商品取引法による開示・監査制度の一元化に向けた検討を行って参りました。

この度、本プロジェクトチームにおける検討の取りまとめを「開示・監査制度の在り方に関する提言-会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察-」として公表することといたしました。提言の概要は以下のとおりです。

### 提言の概要

- 投資家が必要とする十分な情報を効果的かつ効率的に提供するとともに、情報開示の不効率性及び監査対象の重複、後発事象の取扱いといった二元的開示制度による我が国固有の問題点を克服するため、会社法と金融商品取引法の法定開示における財務情報は一元化し、監査も実質的に一元化すべきである。
- 各上場会社が、株主・投資家が必要とする情報を信頼性あるものとして提供できるタイミングに基づき、1 か月程度の議案検討期間を確保したスケジュールで情報開示を含む株主総会関連日程を設定すべきである。
- 上記に従い、定時株主総会開催日の設定に当たっては、従来の決算日後 3 か月以内の開催には拘らず、決算日後 3 か月を超える日程での開催も当然のこととする柔軟な対応により、株主総会の分散化を図るべきである。

以 上